

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

平成 29 年 1 月 12 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600171号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600028号

## 第1 結論

昭和41年4月から昭和45年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年4月から昭和45年3月まで

私が、平成25年に日本年金機構のインターネットサービス「ねんきんネット」で「私の履歴整理表」を作成したところ、「国民年金の任意加入の可能性がある期間の確認が必要」と表示されていたが、年金事務所には相談せずに先延ばしにしていた。今般、私は、母の遺品を整理していたところ、母がA県B市において、私がC県の大学に入学した頃に私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと、母から電話で聞いたことを思い出した。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時は大学生であり、請求者の母が、請求者の国民年金の任意加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、請求者の母は既に亡くなっており、その証言を得ることができず、請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、請求期間に係る保険料納付の具体的な状況は不明である。

また、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、オンラインシステムによる氏名検索において、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600170号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600096号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年頃から昭和55年頃まで

私は、A社C営業所に昭和51年頃に入社し、昭和55年頃まで継続して勤務したが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険の加入記録及び請求者が氏名を挙げた同僚の回答から判断すると、勤務期間は特定できないが、請求者は、請求期間の一部に、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、請求期間当時の資料を保存していないため、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出の有無及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社C営業所は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所でないことが確認でき、A社のD、E、F、G及びHの5事業所で厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、上記同僚は、Dの事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、請求者が同時期に勤務していたとする同僚の一人は、上記5事業所における事業所別被保険者名簿に被保険者記録が確認できないことから、同社では、請求期間当時、全ての従業員を厚生年金保険の被保険者にはしていなかったものと考えられる。

さらに、請求者について、請求期間及びその前後の期間のA社の上記5事業所における事業所別被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。